

## 後遺障害等級に応じた給付内容一覧表

障害等級	障害(補償)給付 (給付基礎日額を基準)		障害特別支給金		障害特別年金 (算定基礎日額を基準)		障害特別一時金 (算定基礎日額を基準)	
	年金	日分	一時金	金額	年金	日分	一時金	日分
1級	年金	313日分	一時金	342万円	年金	313日分		
2級	年金	277日分	一時金	320万円	年金	277日分		
3級	年金	245日分	一時金	300万円	年金	245日分		
4級	年金	213日分	一時金	264万円	年金	213日分		
5級	年金	184日分	一時金	225万円	年金	184日分		
6級	年金	156日分	一時金	192万円	年金	156日分		
7級	年金	131日分	一時金	159万円	年金	131日分		
8級	一時金	503日分	一時金	65万円			一時金	503日分
9級	一時金	391日分	一時金	50万円			一時金	391日分
10級	一時金	302日分	一時金	39万円			一時金	302日分
11級	一時金	223日分	一時金	29万円			一時金	223日分
12級	一時金	156日分	一時金	20万円			一時金	156日分
13級	一時金	101日分	一時金	14万円			一時金	101日分
14級	一時金	56日分	一時金	8万円			一時金	56日分

- 給付基礎日額とは、原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。平均賃金とは、原則として、業務または通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日、または医師の診断によって疾病の発生が確定した日(賃金締切日が定められているときは、傷病発生日の直前の賃金締切日)の直前3か月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額(ボーナスや臨時に支払われる賃金を除く)を、その期間の暦日数で割った1日当たりの賃金額です。
- 算定基礎日額とは、原則として、業務または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日、または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間に、その労働者が事業主から受けた特別給与の総額(算定基礎年額)を365で割った額です。